

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月15日
【会社名】	ホシザキ株式会社
【英訳名】	HOSHIZAKI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 靖浩
【本店の所在の場所】	愛知県豊明市栄町南館3番の16
【電話番号】	(0562)96-1111(総務部)
【事務連絡者氏名】	執行役員 長島 一浩
【最寄りの連絡場所】	愛知県豊明市栄町南館3番の16
【電話番号】	(0562)96-1111(総務部)
【事務連絡者氏名】	執行役員 長島 一浩
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年4月16日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、提出いたしました譲渡制限付株式報酬制度に基づく当社普通株式の処分に関する臨時報告書の記載事項のうち、一部失権により当初予定しておりました処分株式数等に変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

- 1 提出理由
- 2 報告内容
 - (1) 本自己株式処分の概要
 - (2) 当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方の人数及びその内訳

3 【訂正内容】

訂正箇所は下線で示しております。

1【提出理由】

(訂正前)

今般、当社は、2026年4月16日開催の取締役会において、「譲渡制限付株式報酬制度」(以下「本制度」といいます。)に基づき、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。)、当社の取締役を兼務しない執行役員(以下「対象執行役員」といいます。)、ホシザキ販売株式会社の取締役及び取締役を兼務しない執行役員(以下「ホシザキ販売株式会社の対象取締役等」といいます。)及びその他当社の完全子会社及び完全孫会社における取締役(ホシザキ販売株式会社の対象取締役等とあわせて以下「当社の完全子会社及び完全孫会社における対象取締役等」といい、対象取締役、対象執行役員とあわせて以下「対象取締役等」といいます。)に対し、当社が保有する当社の普通株式30,500株(以下「本割当株式」といいます。)について、譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

(訂正後)

今般、当社は、2026年4月16日開催の取締役会において、「譲渡制限付株式報酬制度」(以下「本制度」といいます。)に基づき、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。)、当社の取締役を兼務しない執行役員(以下「対象執行役員」といいます。)、ホシザキ販売株式会社の取締役及び取締役を兼務しない執行役員(以下「ホシザキ販売株式会社の対象取締役等」といいます。)及びその他当社の完全子会社及び完全孫会社における取締役(ホシザキ販売株式会社の対象取締役等とあわせて以下「当社の完全子会社及び完全孫会社における対象取締役等」といい、対象取締役、対象執行役員とあわせて以下「対象取締役等」といいます。)に対し、当社が保有する当社の普通株式29,000株(以下「本割当株式」といいます。)について、譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本自己株式処分の概要

(訂正前)

銘柄	種類	株式の内容
ホシザキ株式会社株式	普通株式	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

処分数	処分価格	処分価額の総額	資本組入額	資本組入額の総額
30,500株	5,265円	160,582,500円	- 円	- 円

(訂正後)

銘柄	種類	株式の内容
ホシザキ株式会社株式	普通株式	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

処分数	処分価格	処分価額の総額	資本組入額	資本組入額の総額
29,000株	5,265円	152,685,000円	- 円	- 円

(2) 当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方の人数及びその内訳

(訂正前)

相手方	人数	処分数
当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）	6名	10,800株
当社の取締役を兼務しない執行役員	9名	6,300株
当社の完全子会社及び完全孫会社における取締役	36名	10,700株
当社の完全子会社における取締役を兼務しない執行役員	5名	2,700株
合計	56名	30,500株

(訂正後)

相手方	人数	処分数
当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）	5名	9,300株
当社の取締役を兼務しない執行役員	9名	6,300株
当社の完全子会社及び完全孫会社における取締役	36名	10,700株
当社の完全子会社における取締役を兼務しない執行役員	5名	2,700株
合計	55名	29,000株

以上